

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	平成26年11月7日						
【会社名】	株式会社ベクトル						
【英訳名】	VECTOR INC.						
【代表者の役職氏名】	代表取締役 西江 肇司						
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目15番1号						
【電話番号】	03 - 5572 - 6080（代表）						
【事務連絡者氏名】	執行役員 山本 高太郎						
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目15番1号						
【電話番号】	03 - 5572 - 6080（代表）						
【事務連絡者氏名】	執行役員 山本 高太郎						
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式						
【届出の対象とした募集（売出）金額】	<table><tr><td>一般募集</td><td>2,203,782,250円</td></tr><tr><td>引受人の買取引受けによる売出し</td><td>2,321,111,960円</td></tr><tr><td>オーバーアロットメントによる売出し</td><td>464,361,840円</td></tr></table> <p>（注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年10月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年10月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	一般募集	2,203,782,250円	引受人の買取引受けによる売出し	2,321,111,960円	オーバーアロットメントによる売出し	464,361,840円
一般募集	2,203,782,250円						
引受人の買取引受けによる売出し	2,321,111,960円						
オーバーアロットメントによる売出し	464,361,840円						
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none">1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。						
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）						

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,333,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成26年11月7日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から266,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成26年11月7日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式266,400株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4. 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成26年11月17日(月)から平成26年11月19日(水)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	1,333,000株	2,203,782,250	1,101,891,125
計(総発行株式)	1,333,000株	2,203,782,250	1,101,891,125

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自 平成26年11月20日(木) 至 平成26年11月21日(金) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年11月27日(木)

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、平成26年11月17日(月)から平成26年11月19日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.vectorinc.co.jp>) (以下、「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年11月13日(木)から平成26年11月19日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年11月17日(月)から平成26年11月19日(水)までの間のいずれかを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年11月17日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年11月18日(火) 至 平成26年11月19日(水)」

発行価格等決定日が平成26年11月18日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年11月19日(水) 至 平成26年11月20日(木)」

発行価格等決定日が平成26年11月19日(水)の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、平成26年11月28日(金)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 青山支店	東京都港区南青山三丁目8番38号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	853,200株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	213,200株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	186,600株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	80,000株	
計	-	1,333,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,203,782,250	15,000,000	2,188,782,250

- (注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
2. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成26年10月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,188,782,250円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限438,925,800円と合わせた手取概算額合計上限2,627,708,050円について、P R事業から派生する新規サービス立上げのためのシステム構築に係る設備投資資金として平成29年2月末までに200,000千円（平成27年2月末までに80,000千円、平成28年2月末までに60,000千円、平成29年2月末までに60,000千円）、P R事業におけるASEAN諸国を対象とする海外展開拡大のための運転資金及び設備投資資金として平成28年2月末までに100,000千円（平成27年2月末までに50,000千円、平成28年2月末までに50,000千円）、連結子会社株式会社IR BANKへの投融資資金として平成28年2月末までに50,000千円（平成27年2月末までに25,000千円、平成28年2月末までに25,000千円）、持分法適用関連会社株式会社ビタブリッドジャパンへの投融資資金として平成28年2月末までに350,000千円（平成27年2月末までに200,000千円、平成28年2月末までに150,000千円）、連結子会社株式会社Starbankへの投融資資金として平成28年2月末までに50,000千円（平成27年2月末までに25,000千円、平成28年2月末までに25,000千円）、連結子会社株式会社イニシャル及び株式会社プラチナムへの投融資資金として平成27年2月末までに20,000千円、オフィス増床等に伴う設備投資として平成29年2月末までに560,000千円（平成27年2月末までに193,000千円、平成28年2月末までに305,000千円、平成29年2月末までに62,000千円）、基幹システムの構築に係る設備投資として平成28年2月末までに120,000千円（平成27年2月末までに15,000千円、平成28年2月末までに105,000千円）及び短期借入金への返済資金として平成27年2月末までに600,000千円充当する予定であります。残額が生じた場合は、平成29年2月末までに運転資金に充当する予定であります。また、実際の充当期間までは、安全性の高い決済性預金にて当社で運用する予定であります。

関係会社への投融資につきましては、株式会社IR BANKにおいては、動画コンテンツサービス「IRTV」の追加開発・機能拡大のためのシステム投資に、株式会社ビタブリッドジャパンにおいては、「ビタブリッドC」のマーケティングに係る広告宣伝費の一部に、株式会社Starbankにおいては、キャスト事業のマーケティングに係る広告宣伝費の一部に、株式会社イニシャル及び株式会社プラチナムにおいては、社内ネットワークインフラ強化のための設備投資に、それぞれ充当する予定であります。また、運転資金については、国内事業拡大・海外拠点管理部門強化に伴う人材採用費用及び人件費を想定しております。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第22期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設」に記載された当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月7日）現在、以下のとおりとなっております。

（単位：百万円）

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	総額	既支払額	資金調達方 法	着手年月	完了予定年月
㈱ベクトル	本社 （東京都港区）	P R事業	オフィス設備	560	-	増資資金	平成26年12月	平成27年3月
㈱ベクトル	本社 （東京都港区）	P R事業	システム機器	200	-	増資資金	平成26年12月	平成27年3月
㈱ベクトル	本社 （東京都港区）	P R事業	基幹システム	120	-	増資資金	平成26年12月	平成28年3月
㈱イニシャル、 ㈱プラチナム	本社 （東京都港区）	P R事業	システム機器	20	-	増資資金	平成26年12月	平成27年3月
㈱IR BANK	本社 （東京都港区）	P R事業	システム機器	50	-	増資資金	平成26年10月	平成27年2月

(注) 完成後の増加能力等につきましては、算定が困難であるため記載しておりません。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成26年11月17日(月)から平成26年11月19日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,331,600株	2,321,111,960	東京都港区 西江 肇司 799,800株
			東京都港区 長谷川 創 265,200株
			東京都港区 大塚 さおり 133,300株
			東京都港区 西江 祐子 133,300株

(注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、株式会社SBI証券がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 売出価額の総額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の普通取引の 終値(当日に終値の ない場合は、その日 に先立つ直近日の終 値)に0.90~1.00を 乗じた価格(1円未 満端数切捨て)を仮 条件とします。	未定 (注)1. 2.	自 平成26年 11月20日(木) 至 平成26年 11月21日(金) (注)3.	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者の本 店及び営 業所	東京都港区六本木一丁目 6番1号 株式会社SBI証券	(注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、平成26年11月17日(月)から平成26年11月19日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]

<http://www.vectorinc.co.jp>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件(2)募集の条件」において決定される申込期間と同一とします。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
株式会社SBI証券	1,331,600株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式の受渡期日は、平成26年11月28日(金)となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	266,400株	464,361,840	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社である株式会社SBI証券が当社株主から266,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.vectorinc.co.jp>）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成26年10月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成26年11月20日(木) 至 平成26年11月21日(金) (注) 1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	株式会社SBI 証券の本店及び 営業所	-	-

(注) 1. 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成26年11月28日（金）であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月7日（金））現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、平成26年11月28日（金）に株式会社東京証券取引所における市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から266,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、266,400株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年11月7日（金）開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式266,400株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成26年12月29日（月）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1.

また、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月19日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2.）、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

株式会社SBI証券が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 266,400株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割当先	株式会社SBI証券
(5) 申込期間（申込期日）	平成26年12月19日（金）
(6) 払込期日	平成26年12月29日（月）
(7) 申込株数単位	100株

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年11月17日(月)の場合、「平成26年11月20日(木)から平成26年12月19日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年11月18日(火)の場合、「平成26年11月21日(金)から平成26年12月19日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年11月19日(水)の場合、「平成26年11月22日(土)から平成26年12月19日(金)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である西江肇司、長谷川創、大塚さおり及び西江祐子は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年11月8日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年11月17日から平成26年11月19日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（ [URL] <http://www.vectorinc.co.jp> ）（以下、「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。

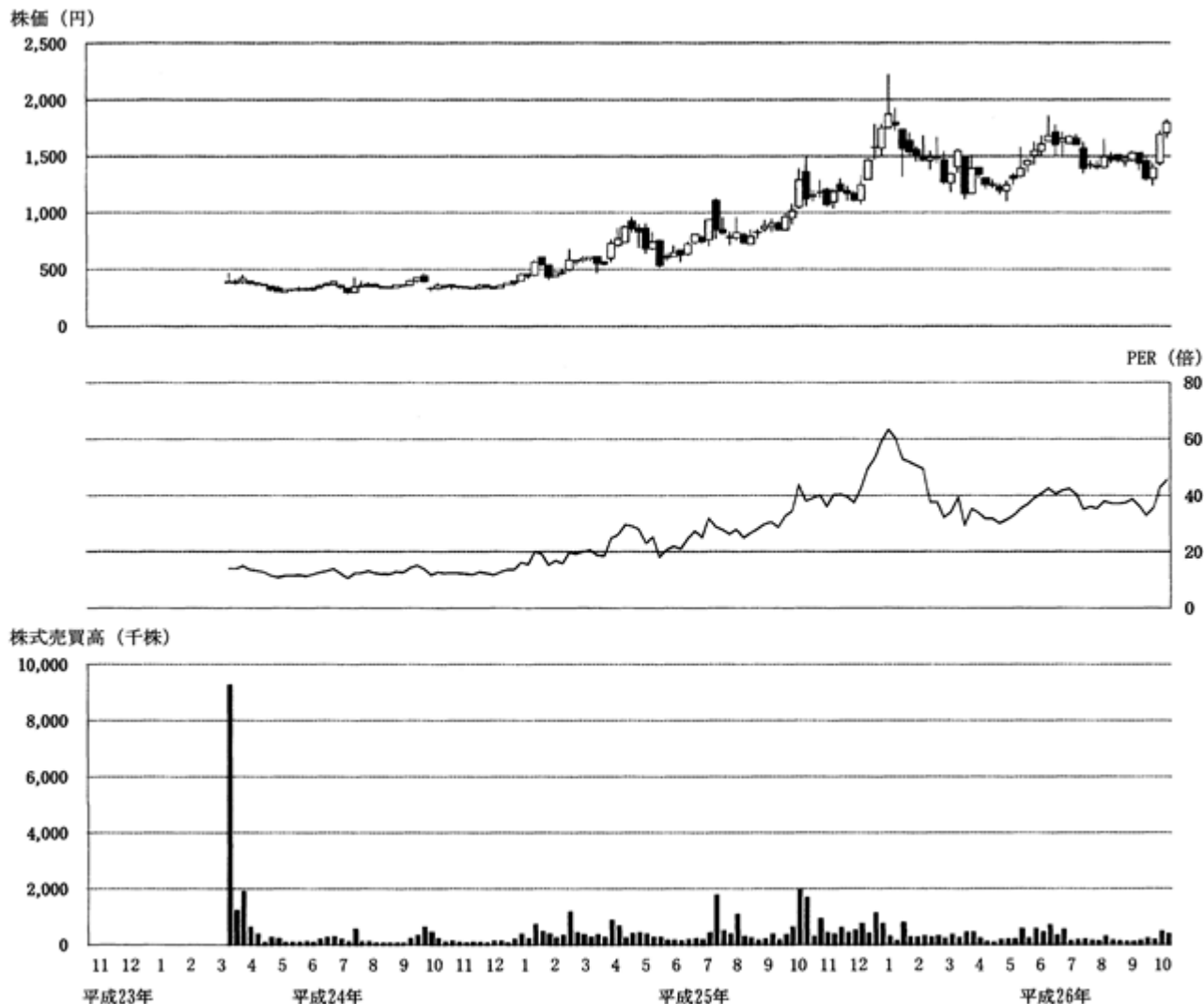
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

平成24年3月27日から平成26年10月31日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成24年3月27日付をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高については該当事項はありません。



(注) 1. 当社は、平成26年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っており、株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成26年3月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を3で除して得た数値を株価としております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3. P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

・週末の終値については、平成26年3月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を3で除して得た数値を週末の終値としております。

・1株当たり当期純利益は、以下の値を使用しております。

平成24年3月27日から平成25年2月28日については、平成24年2月期有価証券報告書の平成24年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除した数値を使用。

平成25年3月1日から平成26年2月28日については、平成25年2月期有価証券報告書の平成25年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除した数値を使用。

平成26年3月1日から平成26年10月31日については、平成26年2月期有価証券報告書の平成26年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4. 株式売買高については、平成26年3月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買に3を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年5月7日から平成26年10月31日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等の保有 割合(%)
みずほ信託銀行株式会社	平成26年7月31日	平成26年8月7日	大量保有報告書	13,000	0.10
みずほ投信投資顧問株式会社				585,500	4.39
新光投信株式会社				93,800	0.70

(注) 1. みずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社は共同保有者であります。

2. 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期（自平成25年3月1日 至平成26年2月28日）平成26年5月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第1四半期（自平成26年3月1日 至平成26年5月31日）平成26年7月15日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第23期第2四半期（自平成26年6月1日 至平成26年8月31日）平成26年10月15日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年11月7日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年11月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ベクトル本店

（東京都港区赤坂四丁目15番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。